

展覧会への協賛に関する取扱要項

平成 24 年 12 月 12 日北海道立帯広美術館長決定

1 趣旨

本要項は、北海道立帯広美術館（以下「帯広美術館」という。）が開催する展覧会における企業及び団体等の協賛の適否についての基準及び手続きを定めるものとする。

2 定義

本要項における「協賛」とは、帯広美術館が開催の主体となる展覧会（実行委員会方式の共催展は除く。）について、企業及び団体等がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。

「応援、援助」とは、当該展覧会への広報協力及び前売券を購入することをいう。

3 適否基準

「協賛」の適否基準は以下のとおりとする。

帯広美術館が開催の主体となる展覧会に関して、企業及び団体等より協賛の申出があった場合には、当該企業及び団体等が当該展覧会広報に協力し、かつ、次のいずれにも該当することを基準として、個別に判断する。

- (1) 芸術、美術の普及、芸術鑑賞機会の拡充等の美術文化の振興に寄与する目的であること。
- (2) 営利のみに利用しないものであること。
- (3) 当該展覧会の前売券を 50 枚以上購入し、転売しないこと。
- (4) 特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的としないものであること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

なお、当該展覧会会期中において、これらの業種又は事業者には該当するに至った場合も同様とする。

ア 各種法令に違反しているもの

イ 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由のある者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの

エ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

オ 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの

カ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第 2 に基づく指名停止を受けている者又は同要領別表第 1 若しくは別表第 2 に掲げる事項に該当する行為を行った者

キ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者

ク その他業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

(ア) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(イ) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

(ウ) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

(エ) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

(オ) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

(カ) 消費者金融に係るもの

(キ) たばこに係るもの

(ク) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中のもの

(6) その他、適当でないと認められるとき。

4 手続

協賛に関する手続きは次のとおりとする。

(1) 申出

別紙様式 1 を提出する。

(2) 協賛の適否の通知等

別紙様式 2 を通知する。

協賛を承認した場合は、帯広美術館が制作する当該展覧会のポスター、リーフレット、観覧券、屋外看板、展覧会標題パネルの広報媒体に申出者の法人名等を表記する。

なお、帯広美術館は、当該展覧会会期中に協賛する企業及び団体等（以下「協賛者」という）の展覧会広報活動、前売券の使用及び適否基準の適否に関し、必要に応じ、調査を行い、適当でないと認めた場合はポスター等に表記した協賛者名の上に抹消線を引くなどの措置を講ずる。

(3) 展覧会の前売券購入

帯広美術館が指定する期日までに、前売券を購入しなければならない。

なお、前売券を 100 枚以上購入したときは、「特別協賛」と表記する。

(4) 募集

この要項に定めるもののほか、「協賛」の募集に関し必要な事項は別に定める。